



茨城県報

第 1 1 2 9 号

平成12年 1 月27日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の
 範囲を定める規則 (人事課) 2

茨城県大洗マリントワーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (観光物産課) ... 5

告 示

字の区域の変更 (地方課) 6

介護機関の指定 (厚生指導課) 9

指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者の指定 (高齢福祉課)13

茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)13

知事が指定する資金の種類及び利子補給率の一部改正 (農業経済課)15

ふ化業者の登録 (畜産課)17

木材業者等の登録の変更 (林政課)17

解散命令による土地改良区の解散 (農村計画課)17

道路の区域の変更 (5 件) (道路維持課)18

道路の供用の開始 (5 件) (道路維持課)20

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課)21

事業計画の変更の認可 (公園街路課)21

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (県税事務所)22

土地改良区役員の就退任 (5 件) (土地改良事務所)22

土地改良区役員の退任 (2 件) (土地改良事務所)28

土地改良事業の適当決定 (2 件) (土地改良事務所)28

更正換地処分の届出 (土地改良事務所)29

土地改良区の解散に伴う清算人の就任 (土地改良事務所)29

土地改良事業の認可 (土地改良事務所)29

(選挙管理委員会)

選挙管理委員会第 1 回臨時会の招集.....30

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2 件) (生活文化課)30

都市計画の図書の縦覧 (3 件) (都市計画課)31

開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)32

道路の位置の指定 (建築指導課)32

規 則

茨城県規則第 1 号

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則を次のように定める。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号。以下「特例条例」という。）の規定に基づき、特例条例の定めるところにより市町村が処理することとされる事務のうち規則に基づく事務の範囲について定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲)

第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

<p>1 特例条例第 2 条の表 2 の項 (3)に規定する茨城県工業開発条例（昭和45年茨城県条例第12号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>茨城県工業開発条例施行規則（昭和45年茨城県規則第22号）第15条第 1 項の規定による工場の建設計画の変更の届出の受理及び知事への送付</p>
<p>2 特例条例第 2 条の表 4 の項 (1)スに規定する茨城県公害防止条例（昭和46年茨城県条例第39号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>茨城県公害防止条例施行規則（昭和46年茨城県規則第74号）第27条第 2 項の規定による受理書の交付</p>
<p>3 特例条例第 2 条の表 4 の項 (2)セに規定する茨城県公害防止条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>茨城県公害防止条例施行規則第27条第 2 項の規定による受理書の交付</p>
<p>4 特例条例第 2 条の表 7 の項 (13)に規定する母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>茨城県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和45年茨城県規則第34号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第 7 条第 1 項の規定による母子福祉資金借受者等の氏名及び住所の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 規則第 7 条第 3 項の規定による母子福祉資金借受者の保証人の変更の届出等の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 規則第 8 条の規定による母子福祉資金借受者の休学及び復学の届出の受</p>

	<p>理及び知事への送付</p> <p>(4) 規則第9条第1項の規定による母子福祉資金の増額貸付けの申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 規則第10条の規定による母子福祉資金の辞退及び減額の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 規則第11条第1項の規定による母子福祉資金の貸付資格喪失の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 規則第11条第2項の規定による母子福祉資金借受者の死亡の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 規則第15条の規定による母子福祉資金の償還期間及び償還方法の変更の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 規則第20条において準用する規則第7条第1項の規定による寡婦福祉資金借受者等の氏名及び住所の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(10) 規則第20条において準用する規則第7条第3項の規定による寡婦福祉資金借受者の保証人の変更の届出等の受理及び知事への送付</p> <p>(11) 規則第20条において準用する規則第8条の規定による寡婦福祉資金借受者の休学及び復学の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(12) 規則第20条において準用する規則第9条第1項の規定による寡婦福祉資金の増額貸付けの申請の受理及び知事への送付</p> <p>(13) 規則第20条において準用する規則第10条の規定による寡婦福祉資金の辞退及び減額の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(14) 規則第20条において準用する規則第11条第1項の規定による寡婦福祉資金の貸付資格喪失の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(15) 規則第20条において準用する規則第11条第2項の規定による寡婦福祉資金借受者の死亡の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(16) 規則第20条において準用する規則第15条の規定による寡婦福祉資金の償還期間及び償還方法の変更の申出の受理及び知事への送付</p>
<p>5 特例条例第2条の表9の項(17)に規定する茨城県心身障害者扶養共済条例(昭和45年茨城県条例第14号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>茨城県心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和45年茨城県規則第26号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第5条第4項の規定による掛金等減免申請事由の消滅の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 規則第7条の規定による茨城県心身障害者扶養共済制度加入証書等の再交付の申請の受理及び知事への送付</p>
<p>6 特例条例第2条の表15の項(14)に規定する茨城県漁港管理条例(昭和34年茨城県条例第24号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって</p>	<p>茨城県漁港管理条例施行規則(昭和36年茨城県規則第69号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第8条第2項の規定による占用期間の満了及び占用の廃止の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 規則第8条第3項の規定による占用継続の許可の申請の受理及び知事へ</p>

別に規則で定めるもの	の送付
7 特例条例第 2 条の表19の項 (31) に規定する都市計画法 (昭和43年法律第100号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	茨城県都市計画法施行細則 (昭和45年茨城県規則第45号) 第15条第 1 項の規定による地位の承継の届出の受理及び知事への送付
8 特例条例第 2 条の表22の項 (11)に規定する建築基準法 (昭和25年法律第201号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	茨城県建築基準法等施行細則 (昭和45年茨城県規則第 9 号。以下この項において「規則」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による手数料の免除の申請の受理及び知事への送付 (2) 規則第 3 条の 3 の規定による申請書等の取下げの届出の受理及び知事への送付 (3) 規則第 8 条第 1 項の規定による工事の取りやめの届出の受理及び知事への送付 (4) 規則第 8 条の 2 第 1 項の規定による建築主等の変更の届出の受理及び知事への送付 (5) 規則第16条の規定による不適合な既存建築物等の報告の受理及び知事への送付
9 特例条例第 2 条の表23の項 (5)に規定する租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	茨城県租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則 (昭和49年茨城県規則第28号。以下この項において「規則」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第 5 条第 1 項の規定による造成計画の変更の認定の申請の受理及び知事への送付 (2) 規則第 5 条第 2 項の規定による造成計画の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付 (3) 規則第 6 条第 1 項の規定による優良宅地の証明の申請の受理及び知事への送付 (4) 規則第 7 条の規定による造成工事の廃止等の届出の受理及び知事への送付 (5) 規則第 8 条の規定による地位の承継の届出の受理及び知事への送付
10 特例条例第 2 条の表24の項 (2)に規定する首都圏近郊緑地保全法 (昭和41年法律第101号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	茨城県首都圏近郊緑地保全法施行細則 (昭和44年茨城県規則第22号) 第 3 条の規定による住所等の変更の届出の受理及び知事への送付
11 特例条例第 2 条の表25の項 (4)に規定する茨城県風致地区	茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例施行規則 (昭和45年茨城県規則第43号。以下この項において「規則」という。) に基づく事務の

<p>内における建築行為等の規制に関する条例（昭和45年茨城県条例第20号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>うち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 規則第 2 条後段の規定による許可に係る行為の内容変更の許可の申請の受理及び知事への送付 (2) 規則第 3 条後段の規定による協議に係る行為の内容変更の協議の受理及び知事への送付 (3) 規則第 4 条後段の規定による通知に係る行為の内容変更の通知の受理及び知事への送付 (4) 規則第 5 条の規定による住所等の変更の届出の受理及び知事への送付 (5) 規則第 6 条の規定による風致地区内における行為の許可に係る工事完了の届出の受理及び知事への送付
<p>12 特例条例第 2 条の表27の項(8)に規定する茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例（昭和47年茨城県条例第46号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例施行規則（昭和47年茨城県規則第87号）第20条第 1 項の規定による地位の承継の届出の受理及び知事への送付</p>
<p>13 特例条例第 2 条の表28の項(6)に規定する茨城県筑波研究学園都市における建築物の敷地の制限に関する条例（昭和55年茨城県条例第47号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>茨城県筑波研究学園都市における建築物の敷地の制限に関する条例施行規則（昭和56年茨城県規則第 7 号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 規則第 5 条第 1 項の規定による敷地の変更の認定 (2) 規則第 6 条の規定による敷地の認定の取消し (3) 規則第 9 条第 1 項（規則第10条において準用する場合を含む。）の規定による敷地境界杭の交付 (4) 規則第 9 条第 3 項（規則第10条において準用する場合を含む。）の規定による敷地境界杭の移動等の承認 (5) 規則第11条の規定による返還された敷地境界杭の受領

付 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。



茨城県規則第 2 号

茨城県大洗マリントワーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県大洗マリントワーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県大洗マリントワーの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年茨城県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表を次のように改める。

開 館 日	開 館 時 間
12月28日から12月30日までを 除く毎日	3月1日から8月31日までの期間 午前9時から午後9時まで 9月1日から翌年2月末日までの期間 午前9時(1月1日は午前5時)から午後 6時(12月22日から12月25日までの期間及び1月1日から1月3日までの期間は午 後9時)まで

付 則

この規則は、平成12年2月1日から施行する。

 告 示

茨城県告示第68号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により総和町から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域及び名称の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域及び名称の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成12年1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

総和町大字久能字京仙口に変更する区域

- | | |
|---------|---|
| 大字久能字深田 | 662 |
| 同 字東沼 | 155の2, 188の2 |
| 同 字溜台 | 645の1の一部, 645の2の一部, 646の1の一部, 646の2の一部, 647の1, 647の2, 648,
649の1, 649の2, 650の1, 650の2, 651の1, 651の2, 652の1, 652の2, 653の1の
一部, 653の2 |
| 同 字香取西 | 638の2の一部, 639の2, 640の1の一部, 640の2, 641の1の一部, 641の2の一部 |
| 同 字前田 | 196の一部 |
| 同 字二階溜台 | 679の2の一部 |
| 同 字二階溜 | 688の9 |

及びこれらの区域に隣接、介在する道路、水路、字林割697の1から700地先の道路である国有地の全部

総和町大字久能字大門に変更する区域

- | | |
|----------|--|
| 大字久能字東大門 | 272から277まで, 280から286まで, 291, 292, 293の1の一部, 293の3, 294, 295, 304の
1 |
| 同 字東沼 | 278, 279, 287, 290, 296, 297, 302, 303の1 |
| 同 字香取西 | 641の1の一部, 641の2の一部, 642の一部, 643の1, 643の2, 644の1の一部, 644の2
の一部 |
| 同 字溜台 | 645の1の一部, 645の2の一部, 646の1の一部, 646の2の一部 |
| 同 字前田 | 196の一部 |

及びこれらの区域に隣接、介在する道路等である国有地の全部

総和町大字久能字香取に変更する区域

大字久能字東大門	293の1の一部, 293の2, 303の2, 304の2, 306の2
同 字東沼	309の1, 309の2, 311, 317, 319, 320, 327の1の一部
同 字香取下	308の1から308の5まで, 318, 332
同 字香取裏	328の1の一部, 330の一部, 331
同 字香取西	334の1の一部, 334の2の一部, 335の1の一部, 336の1の一部, 337の1の一部, 338の1の一部, 626の1の一部, 626の2の一部, 627の1の一部, 627の2, 628の1, 628の2, 629の1の一部, 629の2, 630の一部, 631の一部, 640の1の一部, 641の1の一部, 642の一部, 644の1の一部, 644の2の一部
同 字台道	307の2, 333の1から333の6まで

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

総和町大字久能字香取西に変更する区域

大字久能字二階溜台	679の2の一部, 679の3, 680の1, 680の2, 681の3, 681の4, 682の3, 682の4, 683の1から683の3まで, 684の1から684の3まで, 685の1から685の3まで, 686, 687の1の一部, 687の2, 687の3の一部, 687の4の一部
同 字二階溜	688の3から688の7まで, 689
同 字溜台	653の1の一部

及びこれらの区域に隣接, 介在する道路, 水路, 字寺前602の1地先の道路である国有地の全部

総和町大字久能字寺東に変更する区域

大字久能字香取西	338の1の一部, 338の2の一部, 341の1の一部, 341の2, 342の1の一部, 342の2の一部, 604の1, 604の3, 604の4, 605の一部, 606の1の一部, 606の2の一部, 607の一部, 608の一部, 609, 610の1, 610の2, 611の1, 611の2, 613の1の一部, 613の2の一部, 615の一部, 616の1の一部, 618の一部, 619の一部, 620の1の一部
同 字寺前	602の2, 603の4, 603の5
同 字大日前	343の1の一部, 343の2の一部, 343の3
同 字大日西	374の1の一部, 374の2, 375の1の一部, 375の2
同 字大日裏	376の1の一部, 376の2, 377の1の一部, 377の2の一部
同 字二階溜台	687の1の一部, 687の3の一部, 687の4の一部

及びこれらの区域に隣接, 介在する道路である国有地の全部

総和町大字久能字大日に変更する区域

大字久能字香取裏	328の1の一部, 328の2, 329の1, 329の2, 330の一部
大字久能字香取西	338の1の一部, 341の1の一部, 342の1の一部, 342の2の一部
同 字東沼	327の1の一部, 327の2, 350, 351, 352の1から352の3まで, 353, 368から370まで, 384, 385の1の一部
同 字大日前	343の1の一部, 343の2の一部, 344の1, 344の2, 345の1, 345の2, 346の1, 346の2, 347の1, 347の2, 373
同 字大日下	348の1, 348の2, 349, 371
同 字大日西	374の1の一部, 375の1の一部
同 字大日裏	376の1の一部, 377の1の一部, 380の一部, 381, 382の一部

及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部

総和町大字久能字庚塚に変更する区域

大字久能字東沼	385の1の一部, 385の2, 389の1, 389の2, 390, 391, 393から396まで, 406から410まで, 416の一部
同 字大日裏	377の1の一部, 378の1の一部, 378の2の一部, 378の3の一部, 379の1から379の4まで, 380の一部, 382の一部, 383の1, 383の2
同 字庚塚下	392, 397, 405
同 字庚塚脇	398の1, 398の2, 399の1, 399の2, 401の1から401の3まで, 402
同 字庚申塚	400の1, 400の2
同 字庚塚裏	403, 404の1, 404の2
同 字尺手	417の1の一部
同 字庚塚西	543の1の一部, 543の2, 555の1の一部, 555の3の一部

及びこれらの区域に隣接, 介在する道路等である国有地の全部

総和町大字久能字庚塚西に変更する区域

大字久能字寺東	564の1から564の3まで, 565の1から565の3まで, 566の1から566の3まで, 567の1, 567の2, 568の1, 568の2, 569の1の一部, 569の2の一部, 569の3, 570の1, 570の2, 572の一部
同 字大日裏	377の1の一部, 377の2の一部, 378の1の一部, 378の2の一部, 378の3の一部
同 字庚塚	542の1の一部, 550, 551の1, 552の1, 552の2, 553, 554
同 字寺裏	557の1から557の4まで, 558の1から558の3まで, 559, 560の1から560の3まで, 561の1, 561の4から561の6まで, 562の2, 563の2, 563の3
同 字寺東	593の8の一部, 593の9の一部, 597の3, 597の5から597の7まで
同 字東側	922の2, 923の2から923の5まで, 936の2, 936の5, 936の6の一部

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

総和町大字久能字陣場前に変更する区域

大字久能字庚塚西	544の1の一部, 544の2, 545の1の一部, 545の2, 548の1の一部, 548の2, 549の1の一部, 549の2の一部
同 字庚塚	542の1の一部, 542の2の一部
同 字尺手	417の1の一部, 435の1から435の3まで, 436の1から436の3まで
同 字東沼	416の一部, 418, 423, 424, 434, 437, 438の2
同 字三階田	440の2
同 字中窪	534の1から534の5まで, 535の1から535の3まで, 536の1, 536の2, 537の1, 537の2, 538の1, 538の2, 539の1, 539の2, 540の1, 540の2, 541の1から541の3まで
同 字チンバ西	511の2, 511の3, 527の1, 527の2
同 字チンバ前	524の1, 524の2, 525の1, 525の2, 526の1, 526の2, 528の1, 528の2, 529の1, 529の2, 530の1から530の3まで, 531の1, 531の2, 532の2, 533の1から533の3まで
同 字チンバ	521の2, 522の2, 523の1から523の4まで
同 字東側	936の6の一部, 936の7, 937の10, 938の2, 939の2, 939の3

及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の全部

~~~~~



## 茨城県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| コード<br>名 称                                    | 所 在 地                             | サービ<br>スの 種 類 | 開 設 者                | 指 定<br>年月日     |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------|---------------|----------------------|----------------|
| 0810310599<br>神立病院                            | 土浦市神立中央 5 - 11 - 2                | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人社団 青洲会           | 平成12年<br>1月18日 |
| 0810510123<br>石岡第一病院                          | 石岡市石岡13446 - 6                    | 居宅介護<br>支援事業  | 社団法人<br>地域医療振興協会     | 平成12年<br>1月18日 |
| 0812110856<br>医療法人 沼田内科クリニック                  | ひたちなか市津田2829 - 5                  | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人<br>沼田内科クリニック    | 平成12年<br>1月18日 |
| 0842040438<br>株式会社紫峰 学園中央薬局作岡店                | つくば市作谷字七耕地<br>1114 - 2            | 居宅介護<br>支援事業  | 株式会社紫峰               | 平成12年<br>1月18日 |
| 0860390020<br>神立訪問看護ステーション さくら                | 土浦市神立中央 5 - 4 - 20                | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人社団 青洲会           | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870100013<br>株式会社 デベロ                        | 水戸市酒門町1744 - 2                    | 居宅介護<br>支援事業  | 株式会社 デベロ             | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870100047<br>やさしい手水戸 居宅介護支援事業所               | 水戸市河和田 2 - 1733 - 2               | 居宅介護<br>支援事業  | 株式会社<br>やさしい手水戸      | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870100054<br>株式会社 ニチイ学館 関東第一支社<br>水戸支店       | 水戸市城南 2 - 1 - 20<br>千代田生命水戸ビル 6 F | 居宅介護<br>支援事業  | 株式会社 ニチイ学館           | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870100062<br>ケアプランえびさわ 居宅介護支援センター            | 水戸市元吉田町845 - 1                    | 居宅介護<br>支援事業  | エビサワケア<br>有限会社       | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870100153<br>城南 居宅介護支援事業所                    | 水戸市城南 3 丁目15 - 17                 | 居宅介護<br>支援事業  | 茨城保健生活協同組合           | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870100161<br>虹 居宅介護支援事業所                     | 水戸市城南 3 丁目15 - 7<br>生協会館 4 階      | 居宅介護<br>支援事業  | 茨城保健生活協同組合           | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870100179<br>ひらす 居宅介護支援事業所                   | 水戸市平須町1819                        | 居宅介護<br>支援事業  | 茨城保健生活協同組合           | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870300027<br>医療法人 霞水会<br>ケアプランセンター 土浦厚生病院    | 土浦市東若松町3969番地                     | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人 霞水会             | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870300084<br>株式会社 メドウェル                      | 土浦市神立中央 5 - 4 - 20                | 居宅介護<br>支援事業  | 株式会社 メドウェル           | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870300126<br>筑波病院土浦居宅介護支援事業所                 | 土浦市並木 1 - 4 - 38                  | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人社団 桜水会           | 平成12年<br>1月18日 |
| 08703000167<br>寺島薬局株式会社 介護事業部<br>つくば営業所       | 土浦市宍塚出し山327 - 1                   | 居宅介護<br>支援事業  | 寺島薬局株式会社             | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870500014<br>軽費老人ホーム ハウス・デア・ゼーレ<br>居宅介護支援事業所 | 石岡市東府中 3 - 20                     | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人 斑山会           | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870700044<br>居宅介護支援センター たけだ                  | 結城市結城字健田12744番地                   | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人社団 同樹会           | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870800018<br>指定居宅介護支援 涼風苑                    | 龍ヶ崎市貝原塚町3689番地                    | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人社団 八峰会           | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870800026<br>ケアメディエイトジャパン有限会社                | 龍ヶ崎市佐貫町589 - 1<br>A - 507         | 居宅介護<br>支援事業  | ケアメディエイト<br>ジャパン有限会社 | 平成12年<br>1月18日 |
| 0871100020<br>居宅介護支援事業所 きぬ医師会病院               | 水海道市新井木町13 - 3                    | 居宅介護<br>支援事業  | 社団法人<br>茨城県きぬ医師会     | 平成12年<br>1月18日 |

| 名 コード 称                                            | 所 在 地                            | サービ<br>スの 種 類 | 開 設 者                 | 指 定<br>年月日     |
|----------------------------------------------------|----------------------------------|---------------|-----------------------|----------------|
| 0871100046<br>水海道市社会福祉協議会                          | 水海道市森下町4434 - 2                  | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人水海道市<br>社会福祉協議会 | 平成12年<br>1月18日 |
| 0871400032<br>医療法人<br>博順会 指定居宅介護支援事業所              | 高萩市秋山625                         | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人 博順会              | 平成12年<br>1月18日 |
| 0871900015<br>やさしい手つくば居宅介護支援事業所                    | 牛久市中央 3 - 12 - 6                 | 居宅介護<br>支援事業  | 有限会社<br>やさしい手つくば      | 平成12年<br>1月18日 |
| 0872000021<br>社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会                   | つくば市金田1979番地                     | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人<br>つくば市社会福祉協議会 | 平成12年<br>1月18日 |
| 0872000070<br>さくら薬局居宅介護支援事業所                       | つくば市大角豆1741 - 2                  | 居宅介護<br>支援事業  | 株式会社 さくら薬局            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0872000096<br>筑波病院居宅介護支援事業所                        | つくば市大角豆1807 - 1                  | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人社団 桜水会            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0872100011<br>ウチダ薬局指定居宅介護支援事業所                     | ひたちなか市馬渡2567 - 8                 | 居宅介護<br>支援事業  | 有限会社 ケミスト             | 平成12年<br>1月18日 |
| 0872200019<br>すーぶねっとサービス居宅介護支援事業所                  | 鹿嶋市宮中 4 - 4 - 12<br>小山病院         | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人社団 善仁会            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0872200027<br>在宅ケアセンター ライフ in<br>たかおざき 指定居宅介護支援事業所 | 鹿嶋市平井1350 - 39                   | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人<br>すはま会        | 平成12年<br>1月18日 |
| 0872200050<br>大野指定居宅介護支援センター                       | 鹿嶋市武井1956番地の 3                   | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人 慈徳会            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873100085<br>小川町社会福祉協議会居宅介護支援事業所                  | 東茨城郡小川町小川 2 番地の 1                | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人<br>小川町社会福祉協議会  | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873100218<br>居宅介護支援センター ひぬま苑                      | 東茨城郡大洗町神山町<br>4854 - 1           | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人 清寿会            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873200042<br>すずらの里指定居宅介護支援事業所                     | 西茨城郡岩間町土師<br>1283 - 5            | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人 聖桜会            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873300016<br>村松居宅介護支援事業所                          | 那珂郡東海村村松2804 - 4                 | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人 淑徳会            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873300024<br>社会福祉法人 大宮町社会福祉協議会                    | 那珂郡大宮町1087 - 14                  | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人 大宮町<br>社会福祉協議会 | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873400089<br>居宅介護支援事業所 やすらぎ                       | 久慈郡大子町大子856 - 1                  | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人 聖友会              | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873600019<br>縦山会 居宅介護支援事業                         | 鹿島郡旭村縦山500 - 1                   | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人 縦山会            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873700074<br>すーぶねっとサービス<br>潮来居宅介護支援事業所            | 行方郡潮来町あやめ<br>1 - 2 - 3           | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人社団 善仁会            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873800015<br>阿見町社会福祉協議会<br>指定居宅介護支援事業所            | 稲敷郡阿見町阿見4671 - 1<br>阿見町総合保健福祉会館内 | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人 阿見町<br>社会福祉協議会 | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873800023<br>社会福祉法人茎崎町社会福祉協議会<br>指定居宅介護支援事業所      | 稲敷郡茎崎町下岩崎2068                    | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人茎崎町<br>社会福祉協議会  | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873800064<br>茎崎町指定居宅介護支援事業所                       | 稲敷郡茎崎町小茎288                      | 居宅介護<br>支援事業  | 茎崎町                   | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873900021<br>居宅介護支援センター シルトピア                     | 新治郡新治村本郷1679 - 1                 | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人 常新会            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873900054<br>社会福祉法人 玉里村社会福祉協議会<br>指定居宅介護支援事業所     | 新治郡玉里村上玉里1122                    | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人 玉里村<br>社会福祉協議会 | 平成12年<br>1月18日 |

| 名 コード 称                                           | 所 在 地                            | サービ<br>スの 種 類 | 開 設 者                  | 指 定<br>年月日     |
|---------------------------------------------------|----------------------------------|---------------|------------------------|----------------|
| 0874100019<br>県西せいかん荘 居宅介護支援事業所                   | 真壁郡協和町蓬田241                      | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人 県西せい<br>かん荘     | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874100027<br>明野町居宅介護支援事業所                        | 真壁郡明野町新井新田41 - 2<br>明野町保健センター内   | 居宅介護<br>支援事業  | 明野町                    | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874100035<br>社会福祉法人 明野町社会福祉協議会<br>居宅介護支援事業所      | 真壁郡明野町新井新田41 - 2                 | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人 明野町<br>社会福祉協議会  | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874200033<br>社会福祉法人 石下町社会福祉協議会<br>指定居宅介護支援事業所    | 結城郡石下町新石下576 - 2                 | 居宅介護<br>支援事業  | 社会福祉法人 石下町<br>社会福祉協議会  | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874300031<br>総和中央病院 居宅介護支援事業所                    | 猿島郡総和町駒羽根825 - 1                 | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人 仁寿会               | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874400021<br>医療法人社団 光仁会 ひかり居宅介<br>護支援事業所         | 北相馬郡守谷町松前台<br>1丁目17番地            | 居宅介護<br>支援事業  | 医療法人社団 光仁会             | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870100070<br>水戸市社会福祉協議会在宅福祉サー<br>ビスセンター          | 水戸市五軒町1丁目2番12号                   | 訪問介護          | 社会福祉法人 水戸市<br>社会福祉協議会  | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870100211<br>やさしい手訪問介護事業所                        | 水戸市河和田2 - 1733 - 2               | 訪問介護          | 株式会社<br>やさしい手水戸        | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870300159<br>つくばケアサービス株式会社                       | 土浦市大町10 - 17                     | 訪問介護          | つくばケアサービ<br>ス株式会社      | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870500048<br>軽費老人ホーム ハウス・デア・ゼーレ<br>訪問介護事業所       | 石岡市東府中3 - 20                     | 訪問介護          | 社会福祉法人 斑山会             | 平成12年<br>1月18日 |
| 0871400024<br>茨城ひたち農業協同組合<br>在宅介護サービス事業部          | 高萩市本町1丁目<br>100番地の2              | 訪問介護          | 茨城ひたち農業協同組<br>合        | 平成12年<br>1月18日 |
| 0871900114<br>やさしい手つくば 訪問介護事業所                    | 牛久市栄町5 - 9 - 2                   | 訪問介護          | 有限会社 やさしい手<br>つくば      | 平成12年<br>1月18日 |
| 0872000021<br>社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会                  | つくば市金田1979番地                     | 訪問介護          | 社会福祉法人 つくば<br>市社会福祉協議会 | 平成12年<br>1月18日 |
| 0872100110<br>有限会社 ウェルフェア 介護事業部                   | ひたちなか市湊本町5 - 6                   | 訪問介護          | 有限会社 ウェルフェ<br>ア        | 平成12年<br>1月18日 |
| 0872200068<br>在宅ケアセンター ライフ in<br>たかおざき ホームヘルプサービス | 鹿嶋市平井1350 - 39                   | 訪問介護          | 社会福祉法人 すはま<br>会        | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873100200<br>小川町社会福祉協議会 居宅訪問介護<br>事業所            | 東茨城郡小川町小川2番地<br>の1               | 訪問介護          | 社会福祉法人 小川町<br>社会福祉協議会  | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873300024<br>社会福祉法人 大宮町社会福祉協議会                   | 那珂郡大宮町1087 - 14                  | 訪問介護          | 社会福祉法人 大宮町<br>社会福祉協議会  | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873500011<br>シルバーライフサポート 木の実                     | 多賀郡十王町友部東<br>2 - 1 - 19 柴田ビル1階   | 訪問介護          | 柴田タクシー株式会社             | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873600092<br>社会福祉法人 縦山会 訪問介護センター                 | 鹿島郡旭村縦山500 - 1                   | 訪問介護          | 社会福祉法人 縦山会             | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873800072<br>社会福祉法人 茎崎町社会福祉協議会<br>指定訪問介護事業所      | 稲敷郡茎崎町下岩崎2068<br>茎崎町福祉交流センター     | 訪問介護          | 社会福祉法人 茎崎町<br>社会福祉協議会  | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873800098<br>阿見町社会福祉協議会 指定訪問介護<br>事業所            | 稲敷郡阿見町阿見4671 - 1<br>阿見町総合保健福祉会館内 | 訪問介護          | 社会福祉法人 阿見町<br>社会福祉協議会  | 平成12年<br>1月18日 |

| 名 コード 称                                      | 所 在 地                            | サービ<br>スの 種 類 | 開 設 者                 | 指 定<br>年月日     |
|----------------------------------------------|----------------------------------|---------------|-----------------------|----------------|
| 0873900070<br>社会福祉法人 玉里村社会福祉協議会<br>指定訪問介護事業所 | 新治郡玉里村上玉里1122<br>玉里村保健福祉センター内    | 訪問介護          | 社会福祉法人 玉里村<br>社会福祉協議会 | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874100076<br>県西せいかん荘 指定訪問介護事業所              | 真壁郡協和町蓬田字東原<br>241番地             | 訪問介護          | 社会福祉法人 県西せ<br>いかん荘    | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874100100<br>社会福祉法人 明野町社会福祉協議会<br>介護サービス    | 真壁郡明野町新井新田41 - 2                 | 訪問介護          | 社会福祉法人 明野町<br>社会福祉協議会 | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874200058<br>石下町社会福祉協議会ホームヘルプ<br>サービス       | 結城郡石下町新石下576 - 2                 | 訪問介護          | 社会福祉法人 石下町<br>社会福祉協議会 | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874200074<br>常総ひかり農業協同組合                    | 結城郡千代川村宗道2028番<br>地              | 訪問介護          | 常総ひかり農業協同組<br>合       | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874300155<br>コスモス 指定訪問介護事業所                 | 猿島郡三和町緒川583番地7                   | 訪問介護          | 有限会社 ヘルプサー<br>ビス コスモス | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874300163<br>青い鳥指定訪問介護事業所                   | 猿島郡三和町尾崎3920番地                   | 訪問介護          | 有限会社 青い鳥福祉<br>事業      | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873300081<br>株式会社 登石                        | 那珂郡東海村舟石川480番<br>地の1             | 訪問入浴<br>介護    | 株式会社 登石               | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873800106<br>阿見町社会福祉協議会 指定訪問入浴<br>介護事業所     | 稲敷郡阿見町阿見4671 - 1<br>阿見町総合保健福祉会館内 | 訪問入浴<br>介護    | 社会福祉法人 阿見町<br>社会福祉協議会 | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874100084<br>県西せいかん荘 指定訪問入浴介護事<br>業所        | 真壁郡協和町蓬田字東原<br>241番地             | 訪問入浴<br>介護    | 社会福祉法人 県西せ<br>いかん荘    | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870100344<br>やさしい手 訪問入浴介護事業所                | 水戸市河和田2丁目1733番<br>地の2            | 訪問入浴<br>介護    | 株式会社 やさしい手<br>水戸      | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870100278<br>寺島薬局株式会社 介護事業部<br>水戸営業所        | 水戸市吉沢町162 - 2<br>コーポ B E A       | 訪問入浴<br>介護    | 寺島薬局 株式会社             | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870300167<br>寺島薬局株式会社 介護事業部<br>つくば営業所       | 土浦市穴塚出し山327 - 1                  | 訪問入浴<br>介護    | 寺島薬局株式会社              | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873300024<br>社会福祉法人 大宮町社会福祉協議会              | 那珂郡大宮町1087 - 14                  | 訪問入浴<br>介護    | 社会福祉法人 大宮町<br>社会福祉協議会 | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870200060<br>有限会社 ユーケア                      | 日立市滑川本町3 - 25 - 8                | 訪問入浴<br>介護    | 有限会社 ユーケア             | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873800114<br>阿見町社会福祉協議会 指定通所介護<br>事業所       | 稲敷郡阿見町阿見4671 - 1<br>阿見町総合保健福祉会館内 | 通所介護          | 社会福祉法人 阿見町<br>社会福祉協議会 | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873100325<br>デイサービスセンター ひぬま苑                | 東茨城郡大洗町神山町<br>字岡崎4858番1          | 通所介護          | 社会福祉法人 清寿会            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874100126<br>県西せいかん荘 指定通所介護事業所              | 真壁郡協和町蓬田字東原<br>241番地             | 通所介護          | 社会福祉法人 県西せ<br>いかん荘    | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873100333<br>特別養護老人ホーム ひぬま苑                 | 東茨城郡大洗町神山町<br>字岡崎4854番1          | 短期入所<br>生活介護  | 社会福祉法人 清寿会            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873200083<br>特別養護老人ホーム すずらの里                | 西茨城郡岩間町土師字向原<br>1283番地5          | 短期入所<br>生活介護  | 社会福祉法人 聖桜会            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873900088<br>特別養護老人ホーム シルトピア                | 新治郡新治村本郷字城付<br>1679番地1           | 短期入所<br>生活介護  | 社会福祉法人 常新会            | 平成12年<br>1月18日 |
| 0874100134<br>県西せいかん荘 指定短期入所生活介<br>護事業所      | 真壁郡協和町蓬田字東原<br>241番地             | 短期入所<br>生活介護  | 社会福祉法人 県西せ<br>いかん荘    | 平成12年<br>1月18日 |

| 名 コード 称                                  | 所 在 地                            | サービ<br>スの<br>種 類 | 開 設 者                 | 指 定<br>年 月 日   |
|------------------------------------------|----------------------------------|------------------|-----------------------|----------------|
| 0870200052<br>有限会社 和光                    | 日立市水木町 1 - 5 - 7                 | 福祉用具<br>貸 与      | 有限会社 和光               | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873800122<br>阿見町社会福祉協議会 指定福祉用具<br>貸与事業所 | 稲敷郡阿見町阿見4671 - 1<br>阿見町総合保健福祉会館内 | 福祉用具<br>貸 与      | 社会福祉法人 阿見町<br>社会福祉協議会 | 平成12年<br>1月18日 |
| 0870100237<br>株式会社 ヤマシタコーポレーション<br>茨城営業所 | 水戸市城南 1 - 1 - 6<br>日本団体生命ビル      | 福祉用具<br>貸 与      | 株式会社 ヤマシタ<br>コーポレーション | 平成12年<br>1月18日 |
| 0873100341<br>有限会社 リベラ                   | 東茨城郡大洗町磯浜町<br>397番地              | 福祉用具<br>貸 与      | 有限会社 リベラ              | 平成12年<br>1月18日 |

茨城県告示第70号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2第1項及び健康保険法（大正11年法律第70号）第44条ノ4第1項の規定により、次のとおり指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者を指定したので、老人保健法第46条の17の9第1号及び健康保険法第44条ノ12第1号の規定により告示する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指 定 年 月 日   | 指 定 老 人 訪 問 看 護 事 業 者<br>及 び 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 の<br>名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 老 人 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン<br>及 び 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン の<br>名 称 及 び 所 在 地 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 平成12年 1月20日 | 社会福祉法人 聖蘭会<br>水戸市全隈町1256 - 7                                                   | 訪問看護ステーションひなた<br>水戸市東前町 2 - 26                                        |
| 平成12年 1月20日 | 医療法人 芳医会<br>北茨城市磯原町磯原554 - 2                                                   | 医療法人 芳医会<br>訪問看護ステーションみらい<br>北茨城市磯原町磯原554 - 2                         |

茨城県告示71号

茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

別表を次のように改める。



別表 (第 3 条関係)

| 資 金 の 種 類                                                                                                                                                                                                                                                                            | 利 子 補 給 率                                                                                        |                                                                                     |                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 法第 2 条第 2 項<br>第 1 号, 第 2 号,<br>第 4 号及び第 5<br>号に掲げる融資<br>機関が同条第 1<br>項第 1 号に掲げ<br>る者に貸し付け<br>る場合 | 法第 2 条第 2 項<br>第 1 号に掲げる<br>融資機関が同条<br>第 1 項第 2 号か<br>ら第 4 号までに<br>掲げる者に貸し<br>付ける場合 | 法第 2 条第 2 項<br>第 2 号, 第 4 号<br>及び第 5 号に掲<br>げる融資機関が<br>同条第 1 項第 2<br>号から第 4 号ま<br>でに掲げる者に<br>貸し付ける場合 |
| 1 農舎, 畜舎, 蚕室, 農産物乾燥施設, たい肥舎, 農作物育成管理用施設, サイロ, たい肥盤, 農業用貯溜槽, 果樹棚, 牧さく, 農業用索道, 排水施設, かん水施設, 農産物集出荷施設, 農産物処理加工施設, 農産物貯蔵施設, 農産物販売施設, 農業生産資材貯蔵施設, 農業生産資材製造施設, 農機具保管修理施設, 病害虫等防除施設, ふ卵育すう施設, きのか栽培施設, 家畜人工授精施設, 家畜市場施設, 家畜診療施設又は農業生産 (農産物の処理加工を含む。) に伴って生じる公害の防止のために必要な施設の改良, 造成又は取得に必要な資金 | 年 1.25%                                                                                          | 年 1.25%                                                                             | 年 0.4%                                                                                               |
| 2 原動機, 農用地改良造成用機具, 揚排水用機具, 耕うん整地用機具, 農作物育成管理用機具, 肥料調整散布用機具, 病害虫等防除用機具, 収穫調整用機具, 農産物処理加工用機具, 畜産用機具, 養蚕用機具, 運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に要する資金                                                                                                                                             | 年 1.25%                                                                                          | 年 1.25%                                                                             | 年 0.4%                                                                                               |
| 3 果樹, オリーブ, 茶, ホップ, 桑又はアスパラガスの植栽又は育成に要する資金                                                                                                                                                                                                                                           | 年 1.25%                                                                                          | 年 1.25%                                                                             | 年 0.4%                                                                                               |
| 4 牛, 馬, めん羊, やぎ, 若しくは豚の購入又は牛若しくは豚の育成に要する資金で農林水産大臣が指定するもの                                                                                                                                                                                                                             | 年 1.25%                                                                                          | 年 1.25%                                                                             | 年 0.4%                                                                                               |
| 5 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金                                                                                                                                                                                                                                            | 年 1.25%                                                                                          | 年 1.25%                                                                             | 年 0.4%                                                                                               |
| 6 診療施設, 農事放送施設, 水道施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良, 造成又は取得に必要な資金                                                                                                                                                                                                        | -                                                                                                | 年 1.25%                                                                             | 年 0.4%                                                                                               |

|                                      |                   |       |                   |                  |
|--------------------------------------|-------------------|-------|-------------------|------------------|
| 7 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金 |                   |       |                   |                  |
| ア 新規就農の円滑化に必要な資金                     | 年                 | 1.25% | -                 | -                |
| イ 肥育牛の購入又は育成に必要な資金                   | 年                 | 1.25% | 年 1.25%           | 年 0.4%           |
| ウ 肥育豚及び鶏の購入に必要な資金                    | 年                 | 1.25% | -                 | -                |
| エ 花き・花木の植栽又は育成に必要な資金                 | 年                 | 1.25% | 年 1.25%           | 年 0.4%           |
| オ 薬用作物の植栽又は育成に必要な資金                  | 年                 | 1.25% | 年 1.25%           | 年 0.4%           |
| カ さとうきびの植栽又は育成に必要な資金                 | 年                 | 1.25% | 年 1.25%           | 年 0.4%           |
| キ 未利用資源活用施設の改良、造成又は取得に必要な資金          | 年                 | 1.25% | 年 1.25%           | 年 0.4%           |
| ク 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金        | 年                 | 1.25% | -                 | -                |
| ケ 特定の農家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金            | 年                 | 1.25% | -                 | -                |
| コ 観光農業施設の改良、造成又は取得に必要な資金             | 年                 | 1.25% | 年 1.25%           | 年 0.4%           |
| サ 内水面養殖施設の改良、造成又は取得に必要な資金            | 年                 | 1.25% | 年 1.25%           | 年 0.4%           |
| シ 中核農家が経営規模の拡大に必要な初次的経営資金            | 年                 | 1.25% | -                 | -                |
| ス 農業経営革新計画に基づく経営の円滑化に必要な初次的資金        | 年                 | 1.25% | -                 | -                |
| 8 前各号に掲げる資金のうち、知事が特に必要と認めて指定するもの     | 年3.35%以内で知事が指定する率 |       | 年1.55%以内で知事が指定する率 | 年0.7%以内で知事が指定する率 |
| 9 農業後継者が特定の農業部門の経営開始に必要な資金           | 年                 | 1.55% | -                 | -                |

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の規定は、平成12年 1月 7日以後に承認を受けた農業近代化資金等利子補給について適用し、同日前に承認を受けた農業近代化資金等利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第72号

昭和52年 4月 1日茨城県告示第406号で告示した茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）別表 8の項に規定する知事が特に必要と認めて指定する資金の種類及び知事が指定する利子補給率の一部を次のように改正し、平成12年 1月 7日以後に承認を受けた農業近代化資金等に係る利子補給について適用し、同日前に承認を受けた農業近代化資金等に係る利子補給については、なお従前の例による。



平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

表を次のように改める。

| 資 金 の 種 類                                | 利 子 補 給 率                                                                                                                          |                                                                         |                                                                                      |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|                                          | 農業近代化資金<br>助成法（昭和36<br>年法律第202号。<br>以下「法」とい<br>う。）第2条第2<br>項第1号、第2<br>号、第4号及び<br>第5号に掲げる<br>融資機関が同条<br>第1項第1号に<br>掲げる者に貸し<br>付ける場合 | 法第2条第2項<br>第1号に掲げる<br>融資機関が同条<br>第1項第2号か<br>ら第4号までに<br>掲げる者に貸し<br>付ける場合 | 法第2条第2項<br>第2号、第4号<br>及び第5号に掲<br>げる融資機関が<br>同条第1項第2<br>号から第4号ま<br>でに掲げる者に<br>貸し付ける場合 |
| ア 住みよいふるさとづくり事業等を推進するの<br>に必要な資金         | 年 2.05%                                                                                                                            | 年 1.25%                                                                 | 年 0.4%                                                                               |
| イ 特定地域において野菜の出荷に必要な資金                    | 年 1.8%                                                                                                                             | 年 1.35%                                                                 | 年 0.5%                                                                               |
| ウ 青果物・花き銘柄産地等において施設整備又<br>は品質の維持改善に必要な資金 | 年 2.05%                                                                                                                            | 年 1.25%                                                                 | 年 0.4%                                                                               |
| エ 農産物の低温貯蔵・予冷のために必要な資金                   | -                                                                                                                                  | 年 1.4%                                                                  | 年 0.55%                                                                              |
| オ 米麦のばら出荷に必要な資金                          | -                                                                                                                                  | 年 1.4%                                                                  | 年 0.55%                                                                              |
| カ 農業公害の防止に必要な資金                          | 年 1.85%                                                                                                                            | 年 1.55%                                                                 | 年 0.7%                                                                               |
| キ 特定地域において肥育素牛、繁殖肉牛の購入<br>に必要な資金         | 年 1.25%                                                                                                                            | -                                                                       | -                                                                                    |
| ク 霞ヶ浦の浄化のための環境改善に必要な資金                   | 年 3.35%                                                                                                                            | -                                                                       | -                                                                                    |
| ケ 特定事業において大規模畜産経営の安定に必<br>要な資金           | 年 1.55%                                                                                                                            | -                                                                       | -                                                                                    |
| コ 新規就農促進支援資金                             | 年 2.05%                                                                                                                            | -                                                                       | -                                                                                    |
| サ 常磐新線の建設に係る農業対策の推進に必要<br>な資金            | 年 2.05%                                                                                                                            | 年 1.25%                                                                 | 年 0.4%                                                                               |
| シ 農業災害の未然防止を推進するのに必要な資<br>金              | 年 2.05%                                                                                                                            | 年 1.55%                                                                 | 年 0.7%                                                                               |
| ス 認定農業者<br>等育成資金                         | 認定農業者に貸し付ける場合                                                                                                                      | 年 1.95%                                                                 | -                                                                                    |
|                                          | 認定農業者になろうとする者<br>に貸し付ける場合                                                                                                          | 年 1.25%                                                                 | -                                                                                    |

備考 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者をいう。

## 茨城県告示第73号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 登録番号    | 登録年月日         | 氏名又は名称及び住所                | ふ化場の名称及びその所在地                    |
|---------|---------------|---------------------------|----------------------------------|
| 北11 - 2 | 平成12年<br>1月4日 | 有限会社 茨城松本鶏園<br>代表取締役 松本安弘 | 有限会社 茨城松本鶏園<br>東茨城郡茨城町木部1936 - 1 |

## 茨城県告示第74号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第8条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録票の書換えを行った。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 木材業者登録票書換え

| 区 分 | 登 録<br>番 号 | 登 録<br>年 月 日 | 住 所<br>(所在地)      | 氏 名<br>(代表者氏名) | 商 号<br>(名 称)  | 営業所又は工場 |       | 業 種   | 変 更<br>理 由  |
|-----|------------|--------------|-------------------|----------------|---------------|---------|-------|-------|-------------|
|     |            |              |                   |                |               | 所 在 地   | 名 称   |       |             |
| 変更前 | 4097       | 10.8.13      | 稲敷郡新利根<br>町角崎49-2 | 矢口万左司          | 浪速建商          | 住所に同じ   | 商号に同じ | 販 売 業 | -           |
| 変更後 | 同上         | 同上           | 同上                | 同上             | (有)矢口住宅<br>資材 | 同上      | 同上    | 同上    | 社名の変<br>更の為 |

## 2 製材業者登録票書換え

| 区 分 | 登 録<br>番 号 | 登 録<br>年 月 日 | 住 所<br>(所在地)  | 氏 名<br>(代表者氏名) | 商 号<br>(名 称) | 営業所又は工場 |       | 業 種                     | 変 更<br>理 由               |
|-----|------------|--------------|---------------|----------------|--------------|---------|-------|-------------------------|--------------------------|
|     |            |              |               |                |              | 所 在 地   | 名 称   |                         |                          |
| 変更前 | 4530       | 10.8.13      | 石岡市井関<br>2637 | 額賀 武雄          | 額賀製材所        | 住所に同じ   | 商号に同じ | 素材生産業<br>販 売 業<br>製 材 業 | -                        |
| 変更後 | 同上         | 同上           | 同上            | 額賀 章           | 同上           | 同上      | 同上    | 同上                      | 代表者<br>死去に<br>よる交<br>代の為 |

## 茨城県告示第75号

ひたちなか市三反田4352番地に事務所を置く中丸川沿岸土地改良区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第135条第1項の規定により、平成12年 1月21日付けで解散を命じたので、同法第67条第3項の規定により公告する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 1月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 高田下館線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                             | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長   | 摘 要  |
|---------------------------------------------------------------------------------|------|---------|-------|------|
| 下館市大字川澄1738番 1地先から<br>下館市大字甲918番 2地先まで<br>下館市大字川澄1734番地先から<br>下館市大字横島216番 1地先まで | 旧    | メートル    | メートル  |      |
|                                                                                 |      | 最大 12.2 | 2,430 |      |
|                                                                                 |      | 最小 5.2  |       |      |
|                                                                                 |      | (A)     |       |      |
| 下館市大字川澄1734番地先から<br>下館市大字横島216番 1地先まで                                           | 新    | 最大 23.2 | 1,180 | 旧道移管 |
|                                                                                 |      | 最小 16.6 |       |      |
|                                                                                 |      | (B)     |       |      |
|                                                                                 |      | (B)     |       |      |

## 茨城県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 1月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 下土木内常陸太田線
- 3 道路の区域

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|--------------------------------------------|------|---------|------|------|
| 常陸太田市内田町表田3117番地先から<br>常陸太田市内田町表田3076番地先まで | 旧    | メートル    | メートル |      |
|                                            |      | 最大 5.0  | 210  |      |
|                                            |      | 最小 4.0  |      |      |
|                                            |      | (A)     |      |      |
| 常陸太田市内田町表田3076番地先まで                        | 新    | 最大 24.0 | 210  | 現道拡幅 |
|                                            |      | 最小 6.0  |      |      |
|                                            |      | (B)     |      |      |
|                                            |      | (B)     |      |      |

## 茨城県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 1月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 つくば野田線

## 3 道路の区域

| 区 間                | 旧新の別  | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要   |
|--------------------|-------|---------|------|-------|
| 水海道市菅生町字黄金7954番から  | 旧 (A) | メートル    | メートル | 639   |
|                    |       | 最大 13.1 |      |       |
| 岩井市大字法師戸字ハツ山188番まで | (A)   | 最大 13.1 | 639  | 迂回路設置 |
|                    |       | 最小 8.8  |      |       |
|                    | (B)   | 最大 48.2 | 811  |       |
|                    |       | 最小 9.9  |      |       |

## 茨城県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年1月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 つくば千代田線

## 3 道路の区域

| 区 間                                      | 旧新の別  | 敷地の幅員   | 延 長   | 摘 要   |
|------------------------------------------|-------|---------|-------|-------|
| つくば市大字小田4570番1地先から<br>つくば市大字大形2122番1地先まで | (A)   | メートル    | メートル  | 1,264 |
|                                          |       | 最大 13.5 |       |       |
|                                          | 旧 (B) | 最小 6.0  |       |       |
|                                          |       | 最大 43.0 | 1,012 |       |
| つくば市大字小田1889番1地先から<br>つくば市大字大形2122番1地先まで | (B)   | 最大 43.0 | 1,012 | 旧道移管  |
|                                          |       | 最小 16.0 |       |       |
|                                          | 新 (B) | 最大 43.0 |       |       |
|                                          |       | 最小 16.0 |       |       |

## 茨城県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年1月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 明野間々田線

## 3 道路の区域

| 区 間                                        | 旧新の別  | 敷地の幅員              | 延 長                | 摘 要   |
|--------------------------------------------|-------|--------------------|--------------------|-------|
| 真壁郡明野町大字築地1575番地先から<br>真壁郡明野町大字築地1577番地先まで | 旧 (A) | メートル               | メートル               |       |
|                                            |       | 最大 14.6<br>最小 13.1 | 93                 |       |
|                                            | 新 (A) | 最大 14.6<br>最小 13.1 | 93                 | 迂回路設置 |
|                                            |       | 新 (B)              | 最大 31.8<br>最小 16.7 |       |

## 茨城県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年1月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 下入野水戸線
- 2 供用開始の区間 水戸市元吉田字宿2191番1地先から  
水戸市元吉田字同心町上宿1632番10地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年1月27日

## 茨城県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年1月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 下土木内常陸太田線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市内田町表田3117番地先から  
常陸太田市内田町表田3076番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年2月1日

## 茨城県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年1月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 つくば野田線
- 2 供用開始の区間 水海道市菅生町字黄金7954番から  
岩井市大字法師戸字八ツ山188番まで
- 3 供用開始の期日 平成12年2月7日

## 茨城県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年1月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 友部内原線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡友部町大字南友部字東遠原1966番1地先から  
西茨城郡友部町東平1丁目1594番67地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年2月15日

## 茨城県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年1月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 伏木岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡境町大字若林字店坪1621番2地先から  
猿島郡境町大字若林字弥平大前1568番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年1月27日

## 茨城県告示第86号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、宿西土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成12年1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合  
組 合 の 名 称 宿西土地区画整理組合  
事 務 所 の 所 在 地 つくば市大字大曾根3249番地1（つくば市大穂庁舎内）  
設 立 認 可 の 年 月 日 平成4年10月12日  
施 行 期 間 自平成4年10月12日  
至平成13年3月31日  
施 行 地 区 つくば市大字蓮沼字北原，字花畑及び字タテタシの全部  
つくば市大字蓮沼字池端，字中坪，字寿賀及び字東田の各一部  
つくば市大字大曾根字宿西，字吾妻，字タテシタ，字アツマ及びタテダシの各一部
- 2 変更認可の年月日 平成12年1月27日

## 茨城県告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成 7 年茨城県告示第1154号  
水戸・勝田都市計画道路事業  
3・3・2号 中大野中河内線
- 3 事業施行期間  
平成 7 年10月19日から  
平成14年 3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし

## 茨城県告示第88号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の 6 の 4 第 3 項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の 3 の規定により告示する。

平成12年 1月27日

茨城県高萩県税事務所長 滝 卓 美

| 県 名 | 特約業者の氏名又は名称  | 主たる事務所又は事業所の所在地      | 特約業者の指定の取消し年月日 |
|-----|--------------|----------------------|----------------|
| 茨 城 | 東酸カクタス石油株式会社 | 茨城県日立市鮎川町 6 丁目 3 - 1 | 平成11年12月29日    |

## 茨城県告示第89号

西茨城郡友部町中央三丁目 2 番 1 号に事務所を置く友部中央土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 1月27日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

## 1 退 任

| 住 所                    | 職 名 | 氏 名     |
|------------------------|-----|---------|
| 西茨城郡友部町中央 1 丁目 6 番 7 号 | 理 事 | 菊 地 初太郎 |
| 〃 大字平町1722番地           | 〃   | 川 井 實   |
| 〃 大字平町1594番地           | 〃   | 藤 井 正 男 |
| 〃 大字平町1717番地           | 〃   | 小松崎 英 明 |
| 〃 大字平町1633番地           | 〃   | 鈴 木 俊 雄 |



| 住 所               | 職 名 | 氏 名     |
|-------------------|-----|---------|
| 西茨城郡友部町大字平町1682番地 | 理 事 | 菊 池 喜 男 |
| 〃 大字平町1681番地の 3   | 〃   | 菊 池 七 郎 |
| 〃 美原 4 丁目 2 番10号  | 〃   | 山 田 邦四郎 |
| 〃 美原 4 丁目 3 番56号  | 〃   | 鈴 木 隆 三 |
| 〃 大字鯉淵6298番地      | 〃   | 橋 本 美 徳 |
| 〃 大字鯉淵6368番地の 2   | 〃   | 石 崎 義 春 |
| 〃 大字鯉淵6519番地の 7   | 〃   | 柿 長 誠 一 |
| 〃 大字平町1624番地      | 監 事 | 金 子 祥 一 |
| 〃 大字平町1702番地の39   | 〃   | 川 井 正 臣 |
| 〃 美原 4 丁目 2 番18号  | 〃   | 藤 井 耕 一 |

## 2 就 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     |
|-------------------|-----|---------|
| 西茨城郡友部町大字平町1722番地 | 理 事 | 川 井 實   |
| 〃 中央三丁目 9 番26号    | 〃   | 藤 井 弘   |
| 〃 大字平町1616番地      | 〃   | 星 野 房 市 |
| 〃 大字平町1717番地      | 〃   | 小松崎 英 明 |
| 〃 大字平町1633番地 1    | 〃   | 鈴 木 俊 雄 |
| 〃 美原四丁目 2 番10号    | 〃   | 山 田 邦四郎 |
| 〃 美原四丁目 3 番56号    | 〃   | 鈴 木 隆 三 |
| 〃 大字平町1686番地      | 〃   | 菊 池 三 男 |
| 〃 大字住吉1564番地 7    | 〃   | 吉 井 清 治 |
| 〃 大字鯉淵6269番地      | 〃   | 中 村 清   |
| 〃 大字鯉淵6326番地 2    | 〃   | 石 寄 次 男 |
| 〃 大字鯉淵6527番地 4    | 〃   | 石 崎 千 也 |
| 〃 大字平町1624番地      | 監 事 | 金 子 祥 一 |
| 〃 大字平町1702番地39    | 〃   | 川 井 正 臣 |
| 〃 美原一丁目 9 番25号    | 〃   | 高 屋 剛   |

## 茨城県告示第90号

西茨城郡友部町中央三丁目 2 番 1 号に事務所を置く南小泉土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 1月27日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

## 1 退 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     |
|-------------------|-----|---------|
| 西茨城郡友部町大字南小泉781番地 | 理 事 | 海老澤 喜 夫 |
| 〃 大字南小泉1694番地     | 〃   | 石 川 初太郎 |
| 〃 大字南小泉906番地      | 〃   | 桑 嶋 武 志 |
| 〃 大字下加賀田183番地     | 〃   | 西 山 廣   |
| 〃 大字南小泉775番地      | 〃   | 角 田 雄 一 |
| 〃 大字南小泉842番地      | 〃   | 武 田 賢 一 |
| 〃 大字南小泉987番地      | 〃   | 武 田 富 雄 |
| 〃 大字南小泉1172番地の 1  | 監 事 | 會 澤 和 美 |
| 〃 大字南小泉1038番地     | 〃   | 海老沢 一 郎 |
| 〃 大字南小泉677番地の 2   | 〃   | 山 中 忠   |

## 2 就 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     |
|-------------------|-----|---------|
| 西茨城郡友部町大字南小泉781番地 | 理 事 | 海老澤 喜 夫 |
| 〃 大字南小泉1038番地     | 〃   | 海老沢 一 郎 |
| 〃 大字南小泉772番地      | 〃   | 武 田 耕 一 |
| 〃 大字南小泉850番地      | 〃   | 前 島 光 隆 |
| 〃 大字南小泉654番地      | 〃   | 高 松 力   |
| 〃 大字南小泉935番地 2    | 〃   | 桑 嶋 清一郎 |
| 〃 大字下加賀田12番地      | 〃   | 橋 本 良 一 |
| 〃 大字南小泉849番地      | 監 事 | 角 田 邦 夫 |
| 〃 大字南小泉927番地      | 〃   | 矢 作 孝 一 |
| 〃 大字南小泉817番地 2    | 〃   | 前 島 弘 志 |

## 茨城県告示第91号

行方郡北浦町山田2566番地 1 に事務所を置く北浦土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 1月27日

茨城県銚田土地改良事務所長 堀 田 政 義

## 1 退 任

| 住 所              | 職 名 | 氏 名     |
|------------------|-----|---------|
| 鹿島郡銚田町大字高田479番地  | 理 事 | 小 室 光   |
| 行方郡北浦町大字長野江267番地 | 〃   | 高 柳 幸 司 |
| 〃 〃 〃 成田512番地 2  | 〃   | 成 田 政 次 |
| 〃 〃 〃 三和667番地 1  | 〃   | 河 野 弘   |
| 〃 〃 〃 〃 308番地    | 〃   | 鳥 次 耕 市 |

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     |
|-------------------|-----|---------|
| 行方郡北浦町大字三和1627番地  | 理 事 | 河 野 一 成 |
| ” ” ” 山田1095番地    | ”   | 高 柳 貞   |
| ” ” ” ” 684番地     | ”   | 高 野 敬 章 |
| ” ” ” ” 2004番地    | ”   | 岡 里 邦   |
| ” ” ” 繁昌587番地     | ”   | 高 橋 善 一 |
| ” ” ” ” 337番地     | ”   | 寺 坂 博   |
| ” ” ” ” 1338番地    | ”   | 宮 本 喜 好 |
| ” ” ” 行戸381番地     | ”   | 磯 山 伸 知 |
| ” ” ” 長野江528番地    | ”   | 高 柳 清 平 |
| ” ” ” 繁昌771番地     | ”   | 小 澤 康 男 |
| 鹿島郡鉾田町大字高田105番地   | 監 事 | 片 岡 武 次 |
| 行方郡北浦町 ” 山田1343番地 | ”   | 山 野 進 男 |
| ” ” ” 行戸1001番地    | ”   | 塙 忠 勝   |

## 2 就 任

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     |
|-----------------|-----|---------|
| 鹿島郡鉾田町大字高田479番地 | 理 事 | 小 室 光   |
| 行方郡北浦町長野江237番地  | ”   | 大 原 良 一 |
| ” ” 成田933番地     | ”   | 河 野 章   |
| ” ” 三和974番地 1   | ”   | 森 崎 庄 吉 |
| ” ” ” 308番地     | ”   | 鳥 次 耕 市 |
| ” ” ” 1624番地 1  | ”   | 宮 本 禎   |
| ” ” 山田1095番地    | ”   | 高 柳 貞   |
| ” ” ” 658番地     | ”   | 勢 司 雅 敏 |
| ” ” ” 1343番地    | ”   | 山 野 進 男 |
| ” ” 繁昌364番地 1   | ”   | 高 橋 一 郎 |
| ” ” ” 337番地     | ”   | 寺 坂 博   |
| ” ” ” 1338番地    | ”   | 宮 本 喜 好 |
| ” ” 長野江267番地    | ”   | 高 柳 幸 司 |
| ” ” ” 528番地     | ”   | 高 柳 清 平 |
| ” ” 繁昌771番地     | ”   | 小 澤 康 男 |
| 鹿島郡鉾田町大字高田109番地 | 監 事 | 小 室 陽 一 |
| 行方郡北浦町山田2004番地  | ”   | 岡 里 邦   |
| ” ” 行戸116番地 2   | ”   | 塙 久 男   |

## 茨城県告示第92号

土浦市下高津一丁目20番35号に事務所を置く土浦市第二土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 1月27日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

## 1 退 任

| 住 所                  | 職 名 | 氏 名     |
|----------------------|-----|---------|
| 土浦市港町二丁目 6 番 4 号     | 理 事 | 早 藤 彦衛門 |
| " 中央二丁目 5 番15号       | "   | 関 敬     |
| " 蓮河原新町 9 番18号       | "   | 和 田 耕 作 |
| " 大和町 5 番17号         | "   | 栗 山 和 紀 |
| " 3766番地の 2          | "   | 立 野 十志男 |
| " 3786番地の 7          | "   | 中 根 浩   |
| " 3810番地             | "   | 白 土 晴 彦 |
| " 3771番地の 1          | "   | 大 山 行 雄 |
| " 東崎町 3 番24号         | "   | 酒 井 虎 雄 |
| " 港町一丁目11番 6 号       | "   | 小 島 陸 男 |
| " 4816番地             | "   | 中 根 健太郎 |
| " 都和二丁目 2 番 1 - 105号 | "   | 市 原 健   |
| " 4910番地の 3          | 監 事 | 垣 沼 義 久 |
| " 港町一丁目 8 番13号       | "   | 椎 名 道 雄 |
| " 霞ヶ岡町10番32号         | "   | 横 張 勝 司 |

## 2 就 任

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     |
|-----------------|-----|---------|
| 土浦市中央二丁目 5 番15号 | 理 事 | 関 敬     |
| " 港町二丁目 5 番23号  | "   | 早 藤 彦衛門 |
| " 蓮河原新町 9 番18号  | "   | 和 田 幸 一 |
| " 大和町 5 番17号    | "   | 栗 山 貴 光 |
| " 3766番地の 2     | "   | 立 野 十志男 |
| " 3786番地の 7     | "   | 中 根 浩   |
| " 3810番地        | "   | 白 土 晴 彦 |
| " 3771番地の 1     | "   | 大 山 行 雄 |
| " 東崎町 3 番24号    | "   | 酒 井 虎 雄 |
| " 港町一丁目11番 6 号  | "   | 小 島 陸 男 |
| " 蓮河原新町 9 番 9 号 | "   | 堀 秀 光   |
| " 4275番地        | "   | 市 原 健   |
| " 4910番地の 3     | 監 事 | 垣 沼 義 久 |
| " 港町一丁目 8 番13号  | "   | 椎 名 道 雄 |
| " 霞ヶ岡町10番32号    | "   | 横 張 勝 司 |

~~~~~

茨城県告示第93号

猿島郡総和町大字小堤1454番地に事務所を置く岡郷土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 1月27日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
猿島郡総和町大字上大野1442番地	理 事	小久保 健 夫
〃 大字稲宮1074番地 1	〃	倉 持 健 一
〃 大字小堤302番地	〃	綾 部 忠 介
〃 大字関戸1283番地22	〃	峯 敏 夫
〃 大字小堤991番地	〃	安 喰 精 一
〃 大字小堤2110番地 1	〃	諏 訪 富 夫
〃 大字小堤308番地	〃	諏 訪 一 郎
〃 大字上大野2031番地 2	〃	諏 訪 恒 次
〃 大字上大野1395番地	〃	中 田 國 男
〃 大字関戸920番地	〃	関 根 一 男
〃 大字稲宮1145番地	〃	諏 訪 口 卜
〃 大字上大野1898番地 1	監 事	高 橋 丈 吉
〃 大字小堤1393番地	〃	諏 訪 一 二
〃 大字関戸316番地 4	〃	若 旅 弘
〃 大字稲宮699番地 5	〃	間 瀬 喜 晴

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
猿島郡総和町大字上大野1898番地 1	理 事	高 橋 丈 吉
〃 大字関戸1283番地22	〃	峯 敏 夫
〃 大字小堤1485番地 3	〃	八 木 隆 一
〃 大字稲宮1074番地 1	〃	倉 持 健 一
〃 大字小堤1170番地 2	〃	館 野 忠 行
〃 大字小堤191番地 1	〃	諏 訪 隆 一
〃 大字小堤93番地	〃	諏 訪 和 市
〃 大字上大野1442番地	〃	小久保 健 夫
〃 大字上大野1365番地 1	〃	諏 訪 信 雄
〃 大字関戸863番地 7	〃	関 口 哲 男
〃 大字稲宮727番地 1	〃	稲 葉 輝 市
〃 大字小堤849番地	監 事	諏 訪 忠 治 郎
〃 大字上大野2007番地 1	〃	田 續 功
〃 大字関戸898番地 1	〃	関 根 進

住 所	職 名	氏 名
猿島郡総和町大字稲宮664番地 2	監 事	菊 池 幸 子

茨城県告示第94号

西茨城郡友部町中央三丁目 2 番 1 号に事務所を置く随分附土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 1月27日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

退 任

住 所	職 名	氏 名
西茨城郡友部町大字随分附522番地	理 事	仲 村 徳 平

茨城県告示第95号

西茨城郡友部町中央三丁目 2 番 1 号に事務所を置く矢野下土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 1月27日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

退 任

住 所	職 名	氏 名
西茨城郡友部町大字矢野下1305番地	理 事	磯 野 泰 弘

茨城県告示第96号

河間土地改良区から平成11年10月18日付けで認可申請のあった稲荷宿 期地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成11年12月28日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 1月27日

茨城県下館土地改良事務所長 原 周 二

1 縦覧に供する書類

稲荷宿 期地区土地改良事業（かんがい排水）計画書の写し

河間土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

平成12年 1月28日から平成12年 2月25日まで

3 縦覧の場所

下館市役所

茨城県告示第97号

川西南部土地改良区から平成11年10月28日付けで認可申請のあった新井南部土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成11年12月28日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 1 月27日

茨城県下館土地改良事務所長 原 周二

1 縦覧に供する書類

新井南部地区土地改良事業（かんがい排水）計画書の写し

川西南部土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

平成12年 1 月28日から平成12年 2 月25日まで

3 縦覧の場所

八千代町役場

茨城県告示第98号

平成11年12月 8 日付け太土改指令第 8 号で認可した芦間地区の更正換地計画については、久米土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成12年 1 月27日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 雨 沢 誠

茨城県告示第99号

野口平土地改良区の解散にともない、次の者が清算人に就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 1 月27日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

住 所	氏 名
東茨城郡御前山村大字野口平515番地	粕 谷 政 憲
東茨城郡御前山村大字野口平682番地	長 山 英 樹
東茨城郡御前山村大字野口平885番地	仁 瓶 藤
東茨城郡御前山村大字野口平1812番地	石 川 猛
東茨城郡御前山村大字野口平519番地の2	森 戸 洋 一

茨城県告示第100号

平成11年10月 4 日付けで多賀郡十王町大字伊師1451番地滝 正宏ほか27名から認可申請のあった中丸地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により平成12年 1 月 6 日認可した。

平成12年 1 月27日

茨城県高萩土地改良事務所長 浦 井 行 雄

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第 7 号

平成12年茨城県選挙管理委員会第 1 回臨時会を次のとおり招集する。

平成12年 1月27日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

1 日 時

平成12年 1月27日

午後 3 時

2 場 所

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

平成11年11月28日執行江戸崎町長選挙における選挙の効力に関する審査申立ての受理について

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年 3 月13 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号茨城県三の丸庁舎 2 階）において公衆の縦覧に供する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成12年 1月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人在宅支援 N P O ・ホームメディカル茨城

3 代表者の氏名

上遠野 照 雄

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市城東 4 丁目 3 番28号

5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県下の在宅療養患者とその家族、そして医師・診療所・病院・看護センターなどの医療関係をネットワークし、患者が計画的な在宅医療を受けられる充実した環境を創るために、在宅での医療を必要とする人たちと、医療行為を行う者との間にたつて必要な活動を行うとともに、地域の自治体・福祉関係者と協力し、情報交換や在宅医療制度の普及・啓発活動などを通じ、より充実した在宅医療の推進をもって豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年3月16日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号茨城県三の丸庁舎2階）において公衆の縦覧に供する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成12年 1月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 K & K

3 代表者の氏名

小 倉 継 明

4 主たる事務所の所在地

茨城県牛久市南6丁目11番地24号

5 定款に記載された目的

この法人は、全国における交通社会の一員としての市民に対して、自動車競技とその啓発に関する事業を行うことを通して、生涯教育、青少年育成等を軸に、豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画再開発地区計画の変更に伴い、水戸市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

縦覧場所 茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画公園の変更に伴い、瓜連町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

公園（4・4・601ふれあいの杜公園）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画地区計画の変更に伴い、下館市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類 地区計画
- 2 縦覧場所 茨城県土木部都市局都市計画課

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西茨城郡岩間町大字押辺字過怠松2287番1，同番4，同番5，同番6，同番7，同番8，同番9，同番11，2288番1
- 2 事業主の住所及び氏名
つくば市大字榎戸783番地の12
沼尻産業株式会社
代表取締役 沼 尻 博

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
猿島郡境町字鹿野1845番3，同番5，1846番1，1854番，1854番1，1855番1，同番4
- 2 事業主の住所及び氏名
猿島郡境町1708番地
渡 辺 正 雄

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成12年 1月27日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指指令 第 28 号	平成12年 1月18日	株式会社 ミツワ産業 代表取締役 日向寺 守	鹿嶋市大字大小志崎 789番地 3	鹿嶋市大字角折字忠 1359番30	メートル 6.20	メートル 84.90

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)